

令和2年第4回総会

山武市農業委員会会議録

令和2年4月6日 開会

令和2年4月6日 閉会

令和2年第4回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年4月6日（月）午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸
議 事 議案
（1）農地法第3条の規定による許可申請について
（2）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
（3）令和2年度第1次農用地利用集積計画（案）の決定について
（4）農用地利用配分計画（案）に関する意見について
（5）農業経営改善計画認定申請に関する意見について
（6）青年等就農計画認定申請に関する意見について
（7）令和2年度山武市農作業別標準賃金（案）について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（20名）

欠席農地利用最適化推進委員（0名）

出席事務局職員（4名）

◎開 会

事務局長 ただいまから令和2年第4回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長から御挨拶を頂きます。
鈴木会長、よろしく願いいたします。

会長 あいさつ

事務局長 ありがとうございます。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第3号 令和2年度第1次農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第7 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

日程第9 議案第6号 青年等就農計画認定申請に関する意見について

日程第10 議案第7号 令和2年度山武市農作業別標準賃金（案）について

令和2年4月6日 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸

事務局長 日程につきましては、以上でございます。

早速会議に入ってくださいますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされており、以後の会議の進行は、鈴木会長にお願いいたします。

議長

これより令和2年第4回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

欠席委員は議席番号4番林委員です。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号11番古谷委員、議席番号12番井野委員の両委員を指名します。

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知について、事務局から報告を求めます。

事務局長

総会資料の4ページから5ページを御覧ください。

通知があった件数は4件でございます。

内訳といたしましては、農地法による賃貸借2件、使用貸借1件及び基盤強化法による賃貸借1件でございます。それぞれ貸付人、借受人の双方の合意により解約されたものでございます。

報告は以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。

引き続き、議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

- 事務局** 議案第1号について、説明する。
(別紙議案のとおり)
- 議長** 事務局からの概要説明が終わりました。
引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。
議案第1号の申請番号1について、地区担当推進委員の佐瀬委員からの説明を求めます。
- 佐瀬推進委員** 申請地区担当推進委員の佐瀬です。1号の1について説明します。
これは、譲受人におきましては経営規模の拡大、譲渡人においては経営規模の縮小の為、贈与であります。譲受人はもともと譲渡人の家から出た人でありまして、その後も実家から田を分けてもらってという形で耕作をしていたわけですが、名義を変えていなかったということで、今回の申請となったようです。まだお元気ですので、また息子さんも耕作を行うということで問題はないと思われまます。
以上です。
- 議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号3番佐藤委員からの補足説明等を求めます。
- 佐藤委員** 議席番号3番佐藤です。
佐瀬推進委員の説明のとおりで問題ないと思われまます。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いいたします。
- 議長** 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。
(異議なし)
- 議長** 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いた

します。

議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号2について、地区担当推進委員の川島委員からの説明を求めます。

川島推進委員 地区担当推進委員の川島です。申請番号2について説明いたします。

譲渡人は農業経営縮小の為、また、譲受人は規模拡大、そして、今管理している植木畑の近隣にあるので、ぜひということらしいです。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号7番三槁委員から補足説明等を求めます。

三槁委員 議席番号7番三槁でございます。

こちらは売買による所有権移転でございますが、現地確認もいたしましたところ、ただいま川島推進委員さんが御説明のとおりでございます、何ら問題ないものと思われま。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号、申請番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の堀越委員からの説明を求めます。

堀越推進委員 地区担当推進委員の堀越です。議案第2号、1について説明いたします。

本件は賃貸借権設定に対しての転用申請です。譲受人は譲渡人の孫に当たります。専用住宅地を持ちたいという計画の中から、現在居住の敷地内での建築スペースがない為に今回の申請計画に至りました。

計画に至りましては、場所は、まず土地なんですが、3筆に分筆されているものの、農地として、隣接地の近くに耕作地はなく、また、計画の中でございますけれども、排水に関しては、汚水に関しては合併浄化槽、特殊な、仕組みの浄化槽を設置したい計画でいるということをお聞きしております。雨水に関しては浸透式によって処理をされます。施工時期云々で前後してある為なんですけれども、関係者によりますと、道路の側面に、市道のほうなんですけれども、そちらに市としての排水溝を設ける計画があるということになっているので、ところがその工期、あるいはこの許可を受け

てからの時間的なタイミングがありまして、一応安全を見て合併式、それから浸透式の排水処理をしたいというお話をされていまして。

それから、場所に関しては、隣接地に耕作地はないということなんですが、それでも現在の土地を3筆に分筆されて、その一番片隅に建築をしたいということを申されていまして。また、施工後に関しての安全対策も十二分に検討されているようで、本件に対して全く問題ないように解釈いたしました。よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の高野委員からの報告を求めます。

高野委員 議席番号10番高野です。
先日、会長はじめ、事務局と6名で見てきました。代替制の検討、信用、地力、周辺農地への影響等において問題ないと思われまして。したがって、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と思われまして。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
議案第2号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、令和2年度第1次農用地利用集積

計画（案）の決定についてを議題とします。

この議題に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

（異議なし）

議長

異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第3号について、説明する。

（別紙議案のとおり）

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（異議なし）

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

最初に、所有権移転個人明細の番号1、番号2及び番号4から番号7並びに利用権設定等個人別明細の番号1から番号13について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

次に、所有権移転個人明細の番号3についての採決をしますが、この原案については、議席番号1番雲地委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、雲地委員の退室を求めます。

（雲地委員 退室）

議長

それでは、所有権移転個人明細の番号3について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。
雲地委員の入室を許します。

(雲地委員 入室)

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題とします。
この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議題に関しては一括審議とします。
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。
利用配分計画設定等個人別明細番号1から番号5について、原案のとおり意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり意見を付すことに決定します。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
引き続き、番号ごとに地区担当推進委員からの説明を求めます。

最初に、番号1及び番号2について、地区担当推進委員の高橋委員からの説明を求めます。

高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。

議案第5号の番号1について、本人、長男、長女3人で水稲を中心に経営を行っております。雇用で労働力を補充し、面積の拡大を図る予定です。

番号2については、新規です。本人、妻、2人で水稲、露地野菜、果樹を組み合わせ複合経営を行っております。水稲、ネギについては、機械の更新、作業の見直しにより規模拡大を図り、作業の効率化を図る予定です。ひとつよろしく願います。

議長 次に、番号3及び番号4について、地区担当推進委員の山下委員からの説明を求めます。

山下推進委員 地区担当推進委員の山下です。

まず、番号3、更新です。こちらは露地野菜で有機栽培を営んでおります。その有機栽培で栽培されたものは、さんぶ野菜ネットワークのほうに出荷されております。本人及び奥さん、長男夫婦4人で年々規模を拡大しております。よろしく願います。

また、4番、新規設定です。6年前まで勤めながら農家の勉強をしておりました。そこから退社して、こちら、山武の

ほうに土地と畑を調達しまして、篤農家の方が指導して、今は研修生1名、パート1名を雇い入れまして、宅配ボックスのほうを年々拡大させているということです。よろしく願います。

議長 次に、番号5について、地区担当推進委員の川島委員からの説明を求めます。

川島推進委員 地区担当推進委員の川島です。番号5について御説明いたします。

変更になります。本人及び臨時雇用により水稻中心の大規模経営を現在行っております。

今後は省力化設備を導入して、規模の拡大を図るということです。ひとつよろしく願います。

議長 次に、番号6について、地区担当推進委員の加藤委員からの説明を求めます。

加藤推進委員 地区担当推進委員の加藤です。

更新でございます。酪農を主に行っております。奥さんと2人で行っています。ヘルパー等を利用しながら、休みを取りながら、いい経営をしております。よろしく願います。

議長 次に、番号7について、地区担当推進委員の中山委員からの説明を求めます。

中山推進委員 地区担当推進委員の中山です。7番の方ですが、更新になります。こちらの方は、水稻と、それから、後作として施設野菜をやっておられますが、施設のほうは主にトマトということで、作付されておるようです。一昨年、息子さんも就農されまして、これからますます地域の中核として活躍されることと思いますので、よろしく願います。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第5号、番号1から番号7について採決します。本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

◎議案第6号

議長

日程第9、議案第6号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第6号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。

議案第6号、番号1について、地区担当推進委員の佐瀬委員からの説明を求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

申請人は、もともと東京の新宿の百貨店勤務をしていましたけれども、子供ができて環境のことや子供たちに安全なものを食べさせたいということで、有機農業をやりたいということで、今、さんぶ野菜ネットワーク代表の方のところで研修しておりまして、8月から独立する予定です。

主要作物は人参、落花生で、今回の申請は、給付金など制度活用の為に必要な申請ですので、よろしく願いいたします。

議長

事務局及び地区担当推進委員からの説明が終わりました。質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第6号、番号1について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

◎議案第7号

議長

日程第10、議案第7号、令和2年度山武市農作業別標準賃金(案)についてを議題とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第7号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第7号、令和2年度山武市農作業別標準賃金(案)について、原案のとおり決定することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり決定いたします。

◎その他

議長

以上で本日予定した議案の審議は全て終了いたしました。

その他の件について、皆様から何か御意見等ございますか。
佐瀬推進委員、どうぞ。

佐瀬推進委員

住民の皆さんから、谷津田の埋立てについての要望書が出されました。その件について農業委員会で諮っていただきたいと思えます。資料を配っていいですか。手元にないと分からないと思えます。

では、こちらの資料を御覧になってください。

今日は要望者の代表の方は、時節柄、出席できないということなので、私が代わりに要望書を読み上げまして、若干、補足説明を申し述べたいと思えます。よろしくお願ひします。

要望書。現在、山武地区において再生土を使つての埋立てによる農地転用と林地開発を伴つた太陽光発電設置（再生処分場）が計画されています。山武地区で谷津田等に産廃や残土による埋立てが多く行われ、飲料水や生活用水を地下水に頼つてゐるこの地域では、地下水汚染が心配され、多数の住民から反対の要望が出されました。その結果、全国の中でも厳しい規制の残土条例が制定されました。

再生土埋立ては、千葉県各地で化学物質等による悪臭の被害や大型ダンプ等での運び込みにより、道路が壊されるなどの問題が起きており、そして、この地域は学校が近く、搬入路が通学路になっている為、子供たちの通学の安全も心配されています。他の自治体では残土条例の改正や再生土による埋立てを禁止する条例が制定されたようです。

山武市農業委員会におきましても、至急、再生土の使用を規制して、住民の生活と環境と農地を守る為に市に提案していただきますよう、要望いたします。

令和2年4月6日、山武市農業委員会会長、鈴木俊幸様。

住民、保護者代表、

ここにありますように、谷津田の埋立て計画は、その規模が17,000㎡で、搬入の土が10トンダンプで15,000台。1日50台から100台で10か月間続くようで、中学校の前も通るといふことで、住民の皆さんが心配されています。

また、再生土を使うといふことで、各地で、問題を有して

おりまして、皆さん地下水の汚染を心配しています、現在の条例の問題点としては、再生土は適用されないという問題があります。農地転用を農業委員会が許可すれば許可になってしまうというような形になると、住民の皆さんもいろいろな不安があるということですので、残土は関係ないじゃないかと言う方もおられるかもしれませんが、農地も広がっていますし、住民の皆さんの不安もあるということなので、ぜひ農業委員会で取り上げていただきたいと思います。

住民の方々はもっと幅広く署名を集めて、市長にも交渉する予定だそうです。農業委員会としても農地が関わるということもありますし、私たちも住民の代表ですから、住民の皆さんが地下水汚染をはじめ、いろいろな心配をされているということなので、ぜひ会としても規制を厳しくしてくれるように提言していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ただいま佐瀬推進委員から要望書ということで、皆さんのお手元に配られたかと思えますけれども、この内容について何か御意見等ございませんか。

川島委員 これは恐らく環境問題でやるべきだと思いますよ。農業委員会で規制をつくるわけじゃない。再生土の使用を条例化しろということだから、ちょっと難しい。勉強してもらおう。今いきなりどうこうと言えない。

議長 ただいま川島委員からの御意見がありました。そのほかにはございますか。どうぞ。

加藤推進委員 場所が分からないということ。地図か何かつけてくれないと、どの箇所に、大きい場所だと言ったんだけど、はっきりした場所が全然分からない。どういう状況になっているかが分からない。

議長 じゃ、加藤推進委員。ちょっと今、事務局が説明します。

事務局 では、事務局のほうで把握している範囲で、場所等の御説

明をさせていただきます。

場所は、山武中学校の裏の通りを、300メートルほど進んだ周りが山林で、谷津田が連続している場所です。

現況は耕作がされていない荒れた土地になっているというようなところですか。

先ほど佐瀬推進委員からもありましたけれども、面積は全部で17,000㎡ほどだと伺っております。その内、農地がどのくらいあるのでしょうか。五、六反歩というところでしょうか。そのくらいのところを、低いところに再生土を入れて、その上部で太陽光発電をやりたいというような計画だそうでございます。よろしいでしょうか。

議長

今の説明でよろしいでしょうか。加藤推進委員、今の説明でよろしいですか。

農地部分になっているのは大体6反歩ぐらいだそうです。あとは山林。1町7反の面積です。

そのほかの意見の方、ございますか。佐藤委員。

佐藤委員

ここの場所は、私の家の前です。それで、佐瀬推進委員が言ったとおり、すごいところを埋め立てるということで、うちのほうにも業者の方から説明があったんですが、うちの前の道というのは、うちの母がお嫁に来たときに簡単に造った道なので、本当にぼろぼろのというか、そこはスクールゾーンにもなっていますが、そこら辺を10トントラックが相当な量が来た場合、道路が壊れちゃうというのがまず一番心配です。

再生土に関しては、私はちょっと分からないので、専門の知識がないから分からないんですけど、ただ、道路が壊されちゃうんじゃないかという心配がすごくあります。

あと、スクールゾーンで中学生たちがすごく通る道なので、非常に安全面とか、道路が壊れた場合、どういう補修というか、そういうこともちゃんと確約してもらえるものなのかというのもちょっと気になって、確かに心配がすごくあります。だから、ちょっとこれはよく話し合っていたいただきたいかなとは思っています。

小川委員

農業委員会で規則はできないでしょう。

佐瀬推進委員

農地転用が関わってくるわけです。ここで住民の皆さんの不安を拭うには、やっぱり農業委員会が一番大事なキーポイントになってくるんですよ。農地転用の許可をしちゃったらもう終わりなんだから、あと再生土という抜け道で条例で終わっちゃうわけですよ。議会にもお願いする、市長にもお願いして住民の皆さん、要望に行くと言っていますよ。それでまた市長の考えで変わるかもしれませんが、このままいったら、農業委員会に来月にも出たら、それで許可したら県が許可して、オーケーになっちゃうんですよ。

議長

この要望書については、本来でしたら区長が地域住民の意見の代表として陳情する。これが最初のパターンじゃないかなと個人的に思っています。

今いろいろ佐瀬推進委員からもあったんですけども、これをすぐ今どうのこうのというのはなかなか難しいと思います。ですから、今、佐藤委員からも言われた道路の破壊とかに関しては、やはり地域から、住民からの要望書を市に提出するという流れでやっていただければと思います。

ですから、この要望書を私のほうに頂いても、これを「はい、そうですか」という形にはなかなかならないと、今の段階では思っていますので、その辺、先に区長さんを通じてお話をさせていただいて、それから我々の検討課題と捉えてよろしいでしょうか。

この場ですぐ検討することはなかなか難しいので、皆さん、次回までにいろいろ考えてきていただければというのでどうでしょうか。よろしいですか。では、そういうことでよろしくをお願いします。

じゃ、本会はこれで終了となります。

次回の総会は、5月7日の木曜日。車庫棟の2階、第6会議室を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。御苦労さまでした。